

市政記者各位

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）について

国の「コロナ克服、新時代開拓のための経済対策」である、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）について下記のとおり支給しますので、お知らせいたします。

※ 5万円相当のクーポン給付については、現在、国が制度設計中のため詳細は未定です。

1. 対象者

平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童を養育する方

- ① 令和3年9月分の児童手当(特例給付を除く)の受給者
- ② 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童の児童手当受給者
- ③ 令和3年9月30日時点で高校生世代(平成15年4月2日～平成18年4月1日)の児童を養育する父母等のうち所得が高い方

※いずれも、令和2年の所得が、児童手当の所得制限限度額以下の方に限ります。

2. 支給額 児童一人当たり 5万円

3. 申請について

【申請が不要な方】 ※ 12月10日以降、「支給を知らせる事前通知」を郵送予定

- 上記対象者①・②に該当する方 ※ ②の方については、児童手当認定後のご案内となります
- 上記対象者③のうち、きょうだいを対象とした児童手当(特例給付を除く)を福岡市から受給している方

【申請が必要な方】 ※ 12月13日以降、「申請についてのご案内」を郵送予定（公務員を除く）

- 上記対象者③のうち、中学3年生までのきょうだいがいない高校生世代の児童のみを養育する方
- 所属庁から児童手当を受給している公務員

4. 申請方法（郵送又は電子）【申請が必要な方のみ】

申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて下記送付先に郵送するか、ホームページの専用フォームより申請してください。

○申請書・返信用封筒はホームページよりダウンロード可能

福岡市子育て世帯への臨時特別給付金



【申請期間】 令和3年12月13日から令和4年3月31日まで(必着)

【お問い合わせ】福岡市子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター（12月8日に開設）

TEL 092-401-1800（受付時間：平日9時～17時30分）

土・日・祝・年末年始(12月29日～1月3日)休み

【送付先】〒810-8799 福岡中央郵便局留 福岡市子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター 宛

5. 支給予定時期

- ・申請が不要な方は、令和3年12月24日(金)以降、児童手当支給口座に順次支給予定
- ・申請が必要な方は、令和4年1月以降、指定口座に順次支給予定

【問い合わせ先】

こども未来局 こども家庭課 担当：定直、野田
Tel:092-711-4237（内線1757）

令和3年度子育て世帯への 臨時特別給付(先行給付金)のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和3年9月分の児童手当(特例給付を除く)の受給者
- ② 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童の児童手当受給者
- ③ 令和3年9月30日時点で高校生世代(平成15年4月2日～平成18年4月1日)を養育する父母等のうち所得が高い方

※ なお、令和2年の所得(一定の控除額を控除した後の額)が、児童手当(特例給付を除く)の所得制限限度額以下の方に限ります。

2. 支給額

児童1人当たり **5万円**

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

*お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 福岡市子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター

092-401-1800 (12月8日開設)

受付時間：平日 9:00～17:30

土・日・祝・年末年始(12月29日～1月3日) 休み

3. 給付金の支給手続き

- ・ 公務員を除く児童手当受給者の方（1頁1の①，②に該当する方）

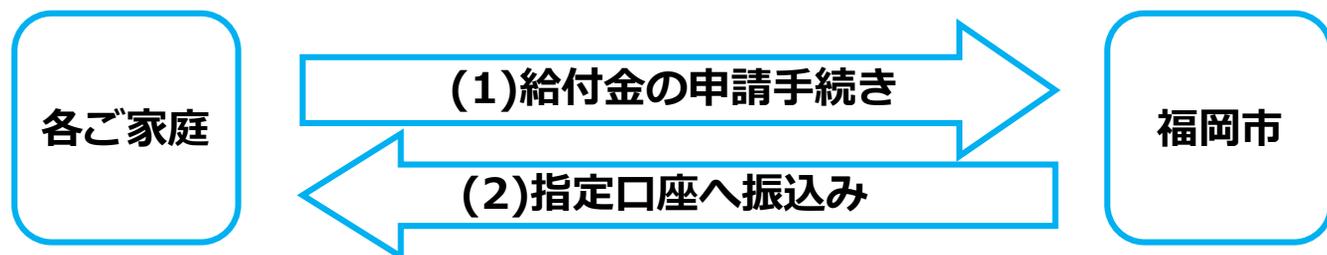
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 令和3年12月24日（金）以降順次、児童手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、その旨を給付金コールセンターまで申し出てください。
- ※ 児童手当の振込口座を変更・解約している場合は、届出が必要な場合がありますので、給付金コールセンターへお問い合わせください。

- ・ 中学校3年生までのきょうだいがいない、高校生世代の児童のみを養育している方
- ・ 所属庁から児童手当を受給している公務員

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類を添えて給付金コールセンターへ**郵送**するか、**ホームページの専用フォーム**より申請してください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。